

研究通信

No.172

1993年6月30日刊
日本村落研究学会
事務局: 神戸大学研究室 勝
文学部社会学研究室
北原 淳・藤井 一
神戸市灘区六甲台町1-1
☎ 078-881-1212
(内線 4178・4150)

会参加を予定されているかを前以て把握するために、大会予定参加の有無を確かめるハガキを、この『通信』の封筒に同封いたしましたので、お知らせいただければ幸いです。なお、今後は、大会参加予定の方にのみ、詳しい大会参加資料をお送り致します。

記

第四回「村研」大会のご案内

(一九九三年度)

大会実行委員長 布施 鉄治

新緑の候、会員の皆様には、ますますご清祥のことと存じます。
糠平温泉での第二七回大会以降、実に一四年ぶりに、本年度の
「村研」大会の開催を北海道地区でお引き受けすることになりました。
た。本年度の大会会場は、会員の皆様に北海道らしい農業と初秋の
自然を思う存分見ていただきうと、道北の女満別町の地を選び、大
会終了のつぎの日には、エクスカーションも予定しています。

また、本年度の大会は、学会の名称が村落社会研究会から日本村落
研究学会に変わり、新たな「村研」大会の歩みをはじめる第一回
の記念すべき大会でもあります。少しでも多くの皆様のご参加をお
待ちしております。

なお、大会開催の準備のため、大体何くらいの会員の皆様が大

一 大会日程 本大会一〇月三日(日)・四日(月)
エクスカーション 一〇月五日(火)

二 大会会場 北海道網走郡女満別町 女満別町議事堂文化ホール

三 宿泊所 ホテル湖南荘

北海道網走郡女満別町本通一丁目一〇番地
(電話) 〇一五一七・四・二二〇八

四 大会事務局 〒〇六九 北海道江別市文京台一

(電話) 〇一一・三八六・八一一 内線四七〇一
札幌学院大学人文学部社会調査室

五 飛行機便 女満別町には女満別空港があり、大阪から一日一便、
東京から一日四便の直行便が出ています。

第四一回大会自由報告の募集案内

研究委員会委員長 河村能夫

一 昨年度の大会において、当分、特定の大会テーマを設けず、自由報告を重視して大会を運営すること、および、「宿題委員会」に代わり新会則の下に「研究委員会」を設定し、大会および研究会のあり方を検討し活動を推進することが決定しております。これらの決定に基づき、今大会の自由報告を募集致しますので、ふるって応募して下さい。

二 なお研究委員会では、特定の大会テーマは設定しないものの、現在の学会のあり方を考えて「村研四〇年—これからの課題」(仮題)のテーマで、三人に報告をお願いしております。

二 自由報告を希望する会員は、氏名と報告題目を書いて、郵便またはファックスにて、七月三一日までに、研究委員長河村(〒六一二 京都市伏見区深草塚本町六七龍谷大学経済学部 Fax ○七五・六四三・八五一〇)まで提出してください。また、「通信」に載せるレジュメが必要ですので、八月一五日までに一二〇〇字以内にまとめて、神戸大学文学部内の村研事務局まで提出して下さい(〒六五七 神戸市灘区六甲台町一 神戸大学文学部社会学研究室内 日本村落研究学会事務局 Fax ○七八・八八一・八二三八)。ワープロ原稿の場合は、フロッピーも同封のこと。

三 原則として自由報告を申し込まれた会員全員の報告を認めますが、レジュメを提出されませんと、報告をお断りすることもありますので、必ず期限までに提出してください。なお報告のもち時間は報告申込者の多少によって変わりますのでご了承ください。

中部・近畿地区研究会記録

日時 五月一五日

場所 同志社大学徳照館

出席者	秋津元輝	川島貴	北原淳	木村都	栗本修滋	越井郁郎
	小林和美	坂本礼子	玉里恵美子	寺口瑞生	平井晶子	
	藤井勝	星真理子	松本通晴	光吉利之	村長利根朗	
	山本正和	渡辺安男				

地域活性化と地方文化

越井郁郎(大阪府立大学)

各地で行われている一村一品運動、ふるさと宅配便、伝統芸能の復活、地場産業の振興など、住民が自らの町や村を豊かに快適にしたいという町づくり、村おこしの地域活性化の動きは、八〇年代から活発になつた。

本来、地域活性化は、そこに住み生活している住民が中核となつ

て、推進されるべきものであるが、政府による「ふるさと創生一億円事業」が一九八八年に始められて以来、「ふるさと市町村圏の振興整備」、「ふるさと財團の創設」などの一連の政策が、各地の地域振興の動きを刺激して、一段と加速させた。各市町村は、「自ら考え自ら行う地域づくり」をモットーに、それぞれの地域の実情に合った個性的で、魅力的な地域振興策の企画、立案、実施を次々と行っている。(図参照)

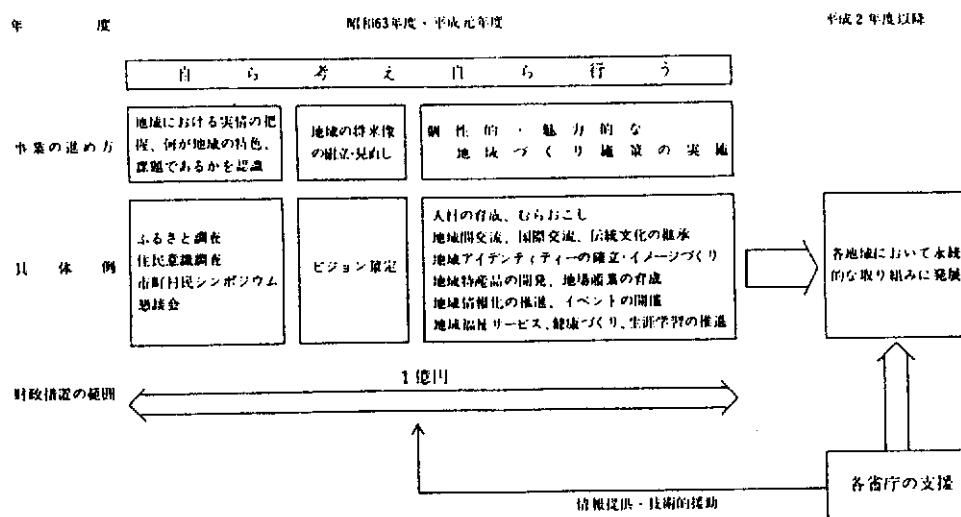
これら各自治体の地域振興事業に関する、数万件にも上る膨大な情報は、地域振興情報ライブラリー、ふるさと情報センター、地域活性化センターなどに集積されている。

このような地域活性化の動向を探り、それぞれの地域のもつてゐる歴史・文化・自然などの資源を、住民の立場から積極的に活用しながら、個性的で豊かな充実感のある地域づくりを進めている実情を、地域活性化と地方文化を主題に、平成元年度、二年度の文部省科学研究費を得て、現地調査した。

われわれの今回の調査では、行政側の資料の活用を計るけれども、計量的統計的な方法を探らず、直接的な現地調査の積み重ねによつて、実態を把握することに努めた。それは、外部からの働きかけによる画一的な地域振興ではなく、地域に密着した住民の立場からの、個性的で、内発的な活性化を重視したからである。内発的で個性的な町づくり、村づくりの動きの中に、それぞれの地方文化が息づき、新しい地方文化が創造されている。

今回の一連の調査では、東北日本では、地域特性を生かしたアルカディア計画をかかげ、地域活性化の先進地として知られる山形県、歴史的文化的遺産の活用と、自然環境を生かした地域づくりを計る

「自ら考え自ら行う地域づくり」イメージ図



福島県の二県と、西南日本の二県、瀬戸大橋の開通と、高速道路建設によって、物流面が変化を経験しつつある高知県と、一村一品運動の発祥の地であり、また人づくりで実績を築いた大分県を取り上げて現地調査を実施した。

活性化の代表的事例として、大分県大山町と、湯布院町、山形県西川町をあげることができる。

大山町は、既に三〇年代から独自の町づくりを進め、「桃栗植え」でハワイへ行こう」のスローガンを掲げて、豊かな町づくりを成功させた一村一品運動の先駆地である。現在は、えのき茸の生産で高い収益を上げ、人材養成を兼ねて、国際交流を進め、また都市への情報発信基地を目指している。農産物に付加価値を加える一・五次産業を生み出している。

湯布院町は、高原の特色を生かした映画祭、音楽祭などのイベント、観光事業や、外部の資本に頼らない住民主導のリゾート地として成果を上げている。

西川町は、早くから、ふるさとクーポンによる農産物の宅配を発案し、都市住民との交流ネットワークを作っている。町営の西川塾を設けて、人材養成を行い、生活の質の向上と、環境と調和した生活文化の創造を目指すクオリティライフの町づくりを推進している。一般に、過疎地ほど、地域振興に熱心であるが、一村一品運動や、ふるさと宅配便で成功しても、人口減を止めることは困難である。地域活性化は、それぞれの地域の実状に合った地域資源（歴史、文化、自然、產品など）の個性的な活用を計りながら、息長く続く、持続的な運動でなければならない。そのためには、住民の積極的な参加が必要で、人づくりが重要である。そして、地域に根ざした、

人々の自發的で、自律的な発想に基づく内発的な運動が求められる。

神 島 の 祭 り

木 村 都（奈良佐保女学院短大）

事例とする三重県鳥羽市神島町は、伊勢湾口に位置する面積○・七六平方キロメートルの離島である。ここでは代表的なゲーター祭をはじめとして、村落規模の祭りや祖靈祭祀、年中行事など、年間五〇を越える行事がいまも存続している。しかもそれらは「見せる祭り」であるより、島民の意志と信仰心に支えられた内発的な祭りであるように見える。

このような数多い祭りを支える基盤を、（一）宗教的、（二）社会的、（三）経済的、（四）政治的な位相に分けて考えてみたい。

まず（一）宗教的な位相としては、宮持（夫婦）、お礼まいりの爺、隠居衆から構成される年齢階梯的な祭祀組織があり、それは神社と寺の祭りや諸行事にそれぞれ役割をもつ。宮持は島の最高齢者にして夫婦健在者の一年交替順番制が原則であるが、最近では役務を榮誉よりも負担として辞退する例が多く、宮持決定に難航するという。

（二）島の人口は七〇〇人、二三二戸（平成四年八月）で、人口構成は六五歳以上二六・四%に対し、二〇歳代八・一%、三〇歳代八・四%であり、高齢化、過疎化、小家族化の進歩から免れていな

い。産業構成は、二三三戸の四七%が漁業に従事し、その大半が専業漁家である。さらに海女従事者などを加えると、各戸なんらかの形で漁業に関わっていると思われる。しかし最近では一日四回の定期船で四〇分の本土鳥羽へ通勤する会社員（一一%）も増えた。他には民宿・旅館、日用品雑貨、仲買などの商業が一〇%で、農家はない。歴史的には大元經營による漁業の繁栄と没落、海運業の隆盛と壊滅など、島の産業構造は大きく変容してきた。現在では漁民層の高齢化と相俟つて漁業規模は零細化し平準化していると考えられる。

つぎに親族組織と年齢集団の祭りへの関わりが注目される。宮持の家族（後継者）や親族、子どもと若者などが、祭りを表裏から実際に機能させている。光吉利之氏らの調査（一九八四年）によれば、神島での村内婚率は九〇%を越え、島内の濃密な親族組織と機能参与率の高さが特徴的である。神島の祭りはこの特質に支えられている。

（三）祭りに要する費用は、漁業協同組合が全面的に負担し、根付き漁獲物（貝・海藻類）の販売手数料から充当している。かつては宮持の経済力に負うところが大きく、むしろそれが誇りと名誉になっていた面もあったが、現在は宮持の負担軽減に漁協が力を注いでいる。

（四）島の行政面に深く関与しているのも、漁協もしくは組合長である。町内会長や島選出の市会議員はむしろ自治体とのパイプ役で、島内の政治的決定は漁協が行う場合が多い。組合長はほとんど祭りに参画している。

以上、祭りをとりまく諸位相を簡単に見たが、神島の共同体的な

祭りと伝統的な民間行事をいまも続いている島民の意識には、神島の風土と村落の歴史の影響を否定できないように思われる。

神島の四隅は、岩礁群が点在し伊良湖岬との間の幅四キロメートルの海峡の速い海流によって、古代から海上交通の難所とされた。それらは一方では豊かな漁場を提供するものの、とくに冬季の波浪と季節風の烈しさは「百鯨の吼ゆるかと・・」あるいは「偏に鬼神の業」（柳田国男）と活写されるほどである。従って冬は出漁できない日も多く、狭隘な島で風波の鎮まるのを待つ漁民の祈りは想像に難くない。島には平地部が少なくまた水も乏しかったため米作はなく、日常の食糧すら島外に頼らざるを得なかつた。

集落は島の北西斜面に密集し階段状に立地しているが、近世までは傾斜の緩い南西部にあったとされ、大火による全村消失という不幸のため現在の地に移動したといわれる。また島の南に連なる暗礁群がかつては島であり、村落を成していたが大津波によって水没し、村民が神島に移住してきたということや、近世末の相次ぐ海上事故、とくに一八〇〇年三月の遭難では一二一人の漁民、青壯年の働き手を一挙に失い、困窮の末、渥美半島・三河地方から多数の養子を迎えたということなど、村の歴史は悲劇的な伝承に彩られている。祭りの発現がこれらの条件だけによるものでないことは勿論であるが、神島の祭りには、儀礼様式・禁忌体系・シンボル構造が明示的で、デュルケムのいう消極的礼拝から積極的礼拝にいたる体系、また一転してエネルギーの極大、「集合的沸騰」を現出する構造をもっている。そこには祭りの原初的な形態が保持され、それはどもなおさず島民の、つまりは漁民の祈願と報謝に発する意識と信仰心によるところが大きいようと思われる。

しかし、家族構成や年齢構成、産業構造など、祭りを支える位相にはすでに変化の兆しが見られる。志摩地方の他地域では、伝統的な祭りを観光化に組み込んで新しい形の祭りや文化の創造に歩んでいるところもある。それぞれの個性と独立性が特色とされてきた志摩地方の村々が、観光地化によって画一化し地域性を喪失して行くのか、伝統的な基層文化を保持し続けて行くのか、それは志摩地方に局限された問題ではなく、全体社会が進む道と軌を一にすると思われる。

〈討論要旨〉

※越井報告について

越井氏の報告は、行政の側の資料を活用し、地域政策という観点から地域活性化の問題を分析しようとするものであった。家や村を中心とした農村研究とはひと味違うものであったため、討論では興味深い論点が出された。

まず、光吉会員から地域活性化とりくむさいの内発的地域振興と行政の指導との関連にかんする質問があった。これに対し越井氏は、行政の側で地域振興へのとりくみが出てきはじめたのは八〇年代にはいってからであり、今日、地域活性化で成功をおさめている地域は、そのはるか前から自律的な活動をおこなってきたと述べた。町役場と住民との関係はケースによって異なるが、例えば、大分県大山町の場合には、農協組合長が町当局とは関係なく活動を始めた活動であった。また、山形県西川町の場合には、アイデアマン町

長の主導で活動がはじまった。

さらに、内発的地域振興と行政との関係という観点からこうした活動のタイプ分けを試みると、東北では町による活動の組織化が進んでおり、イベント（祭り）中心であるが、西では住民の側から、特定個人がリーダーシップを取るかたちで活動が進められる傾向があるということである。ただし、西では、活動の持続性という点に問題がある。大分県大山町では、はじめは住民の側から内発的に活動がはじまつたが、行政による組織化が進み、いまでは、強力な運動体をつくっているということである。

また、行政的活性化と内発的活性化の問題にかんしては、松本会員から、基本理念として行政はどの方向をめざしているのかという質問があった。これにたいする答えは、いまは行政の側から働きかけていますが、行政のめざすところは内発的活性化ではないかということである。しかし、現実には、補助金によりかかった地域活性化が多く、そのなかで残っていくのは住民主体の活動ではないかということであった。

次に、渡辺会員から、限界集落ではどのように村づくりにとりくめばいいのかという質問があった。これに対し、越井会員は、廃村になりそうな村については活性化より、どう救うかという問題であり、別の課題として非常に重要な問題であると述べた。また、渡辺会員は、オフ・トーケン通信を利用した香川県での村づくり・町づくりの例を紹介し、情報化と地域形成との関連についての研究の必要性を指摘した。

松本会員からは、地域政策という観点にたった越井会員の報告を、これまで村や家を中心にしてきたわれわれ農村研究者が、これ

までの研究とどうかかわらせて受けとめるかが大きな問題であるといふ意見が出された。

最後に、司会をつとめた秋津会員から、報告のテーマである「地域文化」「地方文化」という言葉について、ある程度の共通認識をつくっていく必要性があるという意見が出された。

※木村報告について

木村報告についての討論は、宮持と親族の関係、祭りと村の組織・運営、祭りと地域活性化の三点を中心におこなわれた。三点目の祭りと地域活性化の問題は、第一報告との関連で提起された論点である。

宮持と親族との関係については、まず玉里会員から質問があった。親族が少ない家は宮持になれないのかという質問である。これにたいして木村会員は、これまで九〇%以上が村内婚なので、親族が少ない家はまずないだろうということであった。次に、光吉会員から、宮持の親族というのは、夫方と妻方の両方なのかという質問があつた。これにたいしては、両方であり、そうでなければ祭りのさいに手が足りないということであった。

秋津会員からは、島を出ていった人と祭りとのかかわりについての質問が出された。これに対して、木村会員は、島を出ていった人も、それを迎える人も祭りを大変楽しみにしているが、祭りについて、島を出でいった人の意見が直接反映されることはないと言えた。また、宮持の親族として祭りに参加している若者のなかには、島の外から帰ってきた人も多く含まれているということである。

祭りと村の組織・運営との関係については、村長会員から、漁協

とお寺と神社のあいだにはかなり強い関係があるのでないか、という質問があった。これにたいしては、漁協が村を管理しているという面はたしかにあり、神社の祭りには漁協がかなりの費用を負担しているということであった。また、行政上の村との関係については、かつては村長と漁業組合長は同一人物であり、現在は町内会長と漁業組合長は別の人間が勤めているが漁業組合長の方が格式は上で、村の運営においても漁業組合長が実権をもっているということであった。これに連れて、越井氏から、氏子惣代と祭りとの関係についての質問が出されたが、日常的な祭祀や管理は氏子がおこなっているが、祭りには関係していないということであった。

祭りと地域活性化の問題については、光吉会員から、祭りの宗教性はどの程度保たれているのかという質問があった。これにたいして木村会員は、観光化やイベント化への志向性は一切みられず、祭りはあくまで神事としてとりおこなわれており、本来の宗教性を保っていると答えた。ただし、報道関係者や観光客はかなり多いということであった。松本会員からは、商工会議所が祭りに観光化のためのアドバイスをおこなう例がみられるが、神島の場合は、地理的に、商工会議所が介入しにくい条件にあるということが観光化が進められようとしている一つの要因なのではないかという意見が述べられた。第一報告、第二報告とも、それぞれ重要な論点が出されたが、時間の都合で討論に十分な時間を取ることができなかつた。さらに、第一報告と第二報告とをからめての総合的討論の時間が取れなかつたことが残念であった。

(文責 小林和美)

関東地区研究会記録

日 時 五月二九日

場 所 明治大学大学院会議室
出席者

相川良彦	青柳みどり	荒樋豊	岩本由輝	大森正弘之
河村能夫	北原淳	工藤清光	黒崎八洲次良	清水みゆき
杉原たまえ	高橋明善	築山秀夫	中野芳彦	長谷川明彦
古沢広祐	松田苑子	宮崎俊行	若林敬子	

一般の人々の環境保全活動の一 般の参加要因について

青柳 みどり (国立環境研究所)

本報告は、都市近郊林保全を巡る状況を図1のように捉え、特に相反する利害関係にある「住民」と「所有者」の立場それについて調査した結果である。「住民」の視点は神奈川県と千葉県における住民意識調査を分析した結果であり、「所有者」については神奈川県における面接調査の結果によっている。

「住民」意識調査は、表1のように実施された。都市近郊林を「生活環境保全」「自然に親しむ場の提供」「地域の歴史や文化の保全」「生活環境の安定」の四点でどの程度役に立っているか、またどのような点で役に立っているかを住民に郵送法によるアンケート

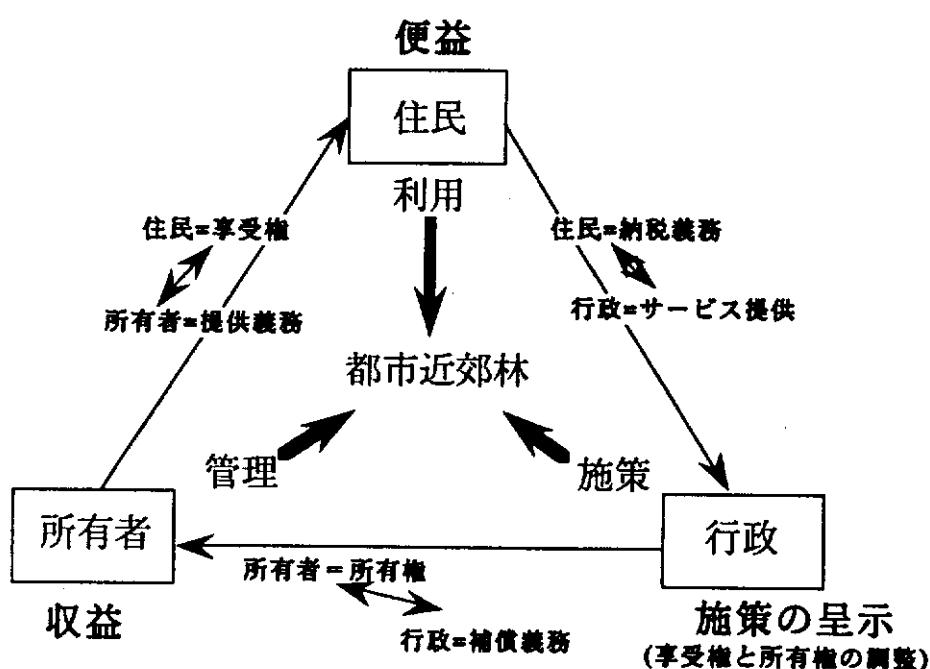


図1 本論文における都市近郊林をめぐる視点

表1 住民意識調査概要

	神奈川県	千葉県
調査名称	森林環境に関する県民アンケート	
調査時期 対象 地域 主査 体象	昭和62年10月から11月 神奈川県全域 神奈川県林務課 神奈川県民12,000名 (160地点75名)	昭和63年11月から12月 千葉県全域 千葉県林務課 千葉県民7,425名 (99地点75名)
調査方法	郵送法	
標本抽出の方法	2段階抽出	
調査項目	(1)日常生活での森林の認識度(2)森林の環境保全に関する「役立ち度」と理由および総合した森林の評価(3)森林の改善要望、「自然面」から見た生活環境全般の満足度、「自然面」から見た環境の変化(4)個人属性	
回収率	回収4,683票有効3,433票（有効回収率27.5%）	回収2,055票有効2,034票（有効回収率27.4%）

- で評価させた。また、一方対象地域を五つに（神奈川県を横浜・川崎、相模川以東、相模川以西の三地域、千葉県を内房、外房の二地域）にわけ、五地域で住民の評価がどのように異なっているか、住民の属性分布の差も併せて考慮した分析（t検定、因子分析）を行った。その結果、首都圏五〇キロメートル以内にある四地域と五〇キロメートル以遠にある外房地域では、住民と林地のかかわり方が根本的に違うのではないか、という仮説が得られた。つまり、首都近郊では、都市近郊林は人々の集う場としての役割と樹林としての役割が分離した都市公園的な役割が期待されているのに対し、外房地域ではそれらが一体化した伝統的な農村コミュニティの形成の場としての役割が期待されているのである。
- 「所有者」面接調査は神奈川県内の二九名の所有者を対象に以下の四点に絞って行った。
- 現在の林地管理作業は実際には誰がどの様に行っているか（林地管理の担い手、管理作業の内容と程度）。
 - 林地を維持管理して行くためにかけている費用はどの程度か。また、林地から得られる収入はどのような種類でどのくらいのものか（維持管理費用、林地からの収入）。
 - 今までどのようなときに農林地の売買を行っているか。相続税の影響はどの程度に見積り、その対処は考えているか（農林地売買の実績、相続時対処）。
 - 現在林地所有者は、林地保全施策に関してどのような施策要求を持っているか。環境保全的な利用（自然教育の場等）への所有林地の提供について所有者の意向はどうか。
- その結果以下のような点が明らかになった。

(一) 農業労働力が充実しているほど林地の管理は密である。

(二) 林地からの収入はほとんどない場合が多く、あつたとしても林地の管理作業費を補う程度である。固定資産税納税額が高いほど、費用負担感が労力負担感よりも大きくなる。

(三) 相続税については「かなりの額」を予想しており、固定資産を処分せざるを得ないと考えている所有者が多い。固定資産の処分方法は、それぞれの資産の評価に依存する。

(四) 林地の環境保全的な用途への提供については、固定資産税総額の納税額の高い所有者や、市街化区域内に他の固定資産を所有している者ほど、既に提供していたり、提供の意向が高い。逆に近郊域の固定資産税の納税額の低い所有者ほど、提供を「不可」とするものが多く、提供の意向は低い。これは維持管理の負担感の大小や、余裕資産の有無によると考えられる。

以上のような都市近郊林の所有者側の現状を踏まえて、行政のひとつ成功している試みとして横浜市市民の森制度があげられる。

これは、市民の森指定された森について、税金の免除、作業費の補助を行っている制度である。作業費は所有者個人にいくのではなく市民の森所有者による愛護会を組織し、そこに委託費として支払われる。そのため、愛護会を中心として、市民の森は地域の伝統的コミュニティの活動の場ともなっている。

農業と環境——環境と農業の新たな課題

古沢 広祐（日白女子短期大学）

(一) 多様性と「共」的セクターの可能性

私たちが生きている時代は、人類史の長い時の流れの中でもおそらくわめて特異的な時代と言つていいだろう。産業革命を境にして人類の活動は、人口増加、エネルギー消費、情報量、交通量などをみると、飛躍的成長をとげてきた。その中でも二〇世紀という時代をみた場合、その成長ぶりはまさに驚異的ともいえる動きをみせていている。おそらく人類史上二度と再び起こることのないような急激な成長の時代を、今日の私たちは生きていると言つても過言ではなかろう。

九二年六月ブラジルで開かれた「地球サミット」(国連環境開発会議)では、政府間レベルでの協議とは別にNGOと呼ばれる環境保護団体や市民組織の取り組みが注目をあつめた。なかでもNGOの生物多様性の見方は、政府のものと比較して、いわば生物社会と人間社会の多様性が同列なものとして位置づけられており、文化や社会、あるいは農業や農村、衣食住の生活様式、さらには人々の精神的世界の多様性までが位置づけられている点で注目された。すなわち生物多様性を守ることは、ただ原生的自然だけを残す聖域づくりにとどまるものではない。自然の多様性にはぐくまれ相互に交流することを通じて、人類は多様な文化や社会を形成し、伝統や生活様式を産みだしてきた。そのことの再認識、再評価を多様

性の本質的な意味としてとらえようとしている点がたいへん重要な
のである。

これは熱帯地域を中心に最近注目され始めているアグロフォレス
トリー（農業と樹木・林業的なものがワンセットの生態系として維
持管理されるシステム）といった例を見てもよくわかる。わが国の
農業や農山村に歴史的に育まってきた生活文化や生活技術（例えば
自然の利用や薬の文化等）も今日的視点から環境との相互作用の展
開としてとらえ直していくことが必要だと思われる。地球環境を全
体として見た場合に、人間が居住し関与する地域として最大の面積
を占めているのが農林生態系地域（放牧地も含む）である。自然環
境と人工環境の接点ないし中間的な位置を占める“緩衝地帯”とし
て、様々な大切な機能を担っているこの場所をどのようにして維持・
管理していくべきなのか、そこに地球環境安定化のための非常に
重要な鍵があるのである。

これから的一次産業の重要な役割として、世界の各地域で生態環
境とのバランスのとれた環境調和型農林業システムを育成して行く
ことが国際的な政策目標となっていくではなかろうか。それは地球
環境の不安定化や地域固有の文化の衰退、さらに世界的な都市爆発
現象に対する防波堤のような役割を果たすものと考えられる（農業
が担う生態的安全保障）。（*拙稿「食糧安全保障論争を徹底検証する」、
別冊宝島一四五「農業大論争」、JICC出版、一九九一年。）

* M・レドクリフト著『永続的発展——環境と開発の共生』
〔共訳〕、学陽書房、一九九一年。）

また、これから課題として浮かび上がってくるのは、社会・経済
システムの組替えともいべき問題ではなかろうか。現時点で見る

かぎり、最近までは社会主義に対する資本主義の勝利あるいは計画
経済の破綻と市場経済の優位といったレベルで語られることが多い
た。しかし、この問題をまったく別の枠組みすなわち三つの社会經
済システムの動態変化としてとらえ、協同セクターないし「共」的
なセクターがもつ可能性として考えることが重要である。すなわち
三つの社会経済セクターとは、市場メカニズム（自由・競争）を基
にした「私」的セクター、計画メカニズム（集権・管理）を基にし
た「公」的セクター、協議メカニズム（分権・参加）を基にした
「共」的セクターとして区分けをして考えてみようということであ
る。

この三つの区分けはあくまで便宜的なものであり、現実には相互
に重なりあって存在する場合も多い。このなかで、「共」のセクター
とは、歴史的には例えば村落共同体がもつ入会地ないし共有地（財
産）の維持・管理や、道普請、水路の掃除そして結いと呼ばれる労
働力の助け合い等がすぐ思い浮かぶ。だが、それは都市的生活様式
の中にも形をえて存在している。例えばさまざまな市民団体のボ
ランティア的活動や（ふつう経済的評価はなされない）、経済行為
としては共同購入グループの活動から生協や農協など既存の協同組
合における活動、その他利潤目的ではないコミュニティや社会的な
事業・サービスなどが、実にさまざまな分野に広がっている。この
「共」的セクターについては、すでにいくつか論じられていている
が、例えば多辺田政弘氏の「コモンズの経済学」（学陽書房）など
がある。そこではヘイゼル・ヘンダーソンの“産業社会の生産的構
造”的の層（GNP「私的」セクター、GNP「私的」セクター、
社会的対抗経済、自然の層）をベースに、「共」的セクターを非貨

幣部門として扱っているが、私としては貨幣部門を含むより広い範囲をカバーする、いわば協同的な営みのさまざまな形態を考えている。

(一) 協同と共生による価値実現

国や歴史的経緯によって「共」的セクターにはさまざまな動きがあり、多くの究明すべき課題が横たわっている。そのような現実の動きについて、一例として、わが国における産直運動の展開過程を見てみると重要である。一九七〇年代以降にとくに顕在化してきたのが、食品公害や農薬汚染を契機に生まれた安全性に力点をおいたグループ共同購入型産直で、有機農業運動の広がりや生協運動の取り組みのなかで幅広く展開されている。その場合、例えば産直活動の三原則（産地・生産者が明らかのこと、栽培仕様が明らかのこと、生産者との交流があること）を見るように、安全性のみならず相互の信頼関係と交流を重視している点が注目される。それはどちらかと言えば、食べ物を利潤動機を組み入れて流通させる既存の市場システムの矛盾に対して、対抗する運動論的色彩を強くもつていることから「対抗的」産直ととらえることができる。

今日、そうした産直の取り組みはさまざまな特徴を打ち出しながら多彩な展開をみせている。そこで注目されるのは、単なる経済的メリットだけではない、生産者や消費者の主体的なかかわり合いのなかで、いわば新しい価値の発見・創造ともいべき営みが生まれている点である。それは、しいて言えば「創造的」産直の展開ともよぶべき動きである。

そこで興味深いのは、食生活や生活形態が既存の商品社会の影響から距離をおいて自立した生活様式を生む動きがみられることがある。

る。例えば、頭で描く食事メニューに合わせて食材を調達するのではなく、四季折々の農家の生産現場に合わせた、自然とのつながりや農業の姿を意識した食生活が営まれる。すると、スーパーで余計な買物をしなくなったり、野菜料理が増え肉料理が減ったり、健康で医者にかかりにくくなったり、外見に惑わされずに結果的に生活が質素になる等、生活費がトータルで減るといったおもしろい現象が生じるのである。

こうした産直で取り扱われている品物は、ほとんどが有機農産物など何らかの意味でその独自の価値をもつものである。ふつうそれは差別化商品という呼ばれ方をする。いわゆる差別化商品の場合には、他にない特長を売り物にして、高付加価値商品として価格がつりあげられる。高い利潤が生みだされるブランド商品、あるいは特別な銘柄品などもその一例である。だが、ここで言うところの新たな価値というのは、従来の差別化商品とはいろいろな点で違った側面をもっている。つまり従来見られなかつたような価値に目覚め、評価する流通システムの姿がそこにある。それは一言でいえば協同的な力で産み出された新たな価値の発見と創造といえるだろう。

相互の理解と啓発のもとで、新しい独自の価値の創造がめざされる「共」的セクターの特徴が、現実の社会・経済関係のなかでどのような普遍性をもちうるのか。それは次の三点に集約できるだろう。第一は、関係性の重視、一方的ではない双方向的な関係の形成がめざされている点があげられる。モノの流通を通して、対等で相互啓発的な関係がつくりだされているのである。参加意識あるいは参加型民主主義の重視といつてもよい。第二に、価格の公正さの追求、生産者・消費者の相互にとって公正な価格がめざされている点であ

る。それはまた両者にとっての公正ばかりでなく、生産の在り方そのものが環境保全を重視する（対自然関係）などの視点を含んでい

ることから、いわば経済の外部性をも考慮した広義の公正価格が追求される。第三に、多様な価値の発見・実現、いわゆる市場の価格メカニズムだけに評価基準を一元化してしまってはいけない、かくれた副次的効用が芽生える可能性を開いている点である。

おしきせの価値にしばられることなく、価値を自ら発見・創造するという主体的行為こそが、いわば新しい協同運動の組織論・運動論である。つまり、競争的市場メカニズムを基礎とする今日の商品経済の合理性が実現する価値に対し、より豊かな価値なし効用が、「共生」と「協同」の関係のなかで実現しうるのだという非常に重要な系図がそこに示されている。そしてそこから、商品社会の市場メカニズムの拡大を抑え込んだ、いわば三つのセクターの混合体制といったビジョンが展望できる。

ともあれ、従来の二〇世紀型の産業社会がもつていたパラダイムは変革を余儀なくされるだろう。大量生産方式に象徴されるように、画一化と単一の価値尺度により他を排除したり、場合によつては圧し切り捨てて、特定の価値基準のもとで最大効率だけをもとめる極大化の原理では、近未来の破局を乗り越えることはできない。これから社会のパラダイムでは、開かれた世界を意識し、多様な価値基準のもとでさまざまな効用を人々が主体的に発見し、創造しあう、いわば共生と創造の原理とでも言うべき姿が求めらられているのである。（詳しくは、『共生社会の論理』学陽書房、『共生時代の食と農』家の光協会）

〈討論要旨〉

#古沢報告について

討論は大きく分けて、日本の有機農業の特質およびそれを支える「共」的セクターの内容をめぐって、展開した。

まず、日本の有機農業と米国とのそれとの違いが問題となり、河村会員から両者には共通性が多いものの、日本では有機農業を小農形態と運動して捉えるが、米国では企業的な大規模農場で営まれるケースが多い、とのコメントがあった。中野会員は有機農業と経営形態との関連は、技術内容により決まるものだろ、と付言された。それを受け、古沢氏は米国の有機農業が、資本投下を抑えた疎放的農業（LISA）として展開していると報告した。

次に松田会員から、報告者は社会システムのパラダイムの変換を唱え、公的（計画）、私的（市場）、共的（協議）の三セクターを挙げたが、三者の関係をどう考えるか、という質問が出された。古沢氏は、各々が独立しつつも相互に影響しあうダイナミックな共存関係を想定する、と回答した。そこで相川会員は、有機農産物の表示をめぐり、現在JAS法の改正が問題となっている。共的セクターの経済システム＝産消提携と私的セクターの市場を対抗的に捉える場合、共的セクターの産出する有機農産物の流通はどうであれば共存的なのか、と問うた。古沢氏は、有機農産物の規模が増大すれば、産消提携を超えた動きとして市場に流通し、その次元では法的規制を加えようとするのは必然的な動きである、と述べた。最後に、宮崎会員から、報告内容が抽象的すぎてコメントしづらかった。実際には、多様な共同のあり方が展開しているので、それらを具体的に詰めることができ今後の研究課題であろう、との総括がなされた。

#青柳報告について

討論は、質疑時間の制約から比較的コンパクトになされた。環境研究の視点と、環境意識と地域コミュニティとのかかわり方の二つが論点となつた。

まず、林地の環境に果たす評価の住民意識調査の中に、林地のもつ水質浄化機能の評価項目がないが、都市近郊地においてこの機能が最も大切である。また、環境問題は資本による開発という視点を抜きにして論じられぬのではないか、との問題指摘が中野会員から出された。黒崎会員は、環境についての住民意識を捉えること自体意義のあることだ。ただ、住民の環境意識は地域コミュニティとかかわって形成されるものだが、報告にはそうした側面が出ていない、と論議を敷えんした。後者への回答として、青柳氏は横浜市の「市民の森」を事例紹介した。そこでは、市は所有者の作る団体へ林地管理を委託し、補助金を交付している。そして、その補助金は地域コミュニティ活動に役立てられている、と。次に、松田会員から、林地管理の具体的なあり様についての質問がなされた。青柳氏は、労力不足から管理に支障をきたし、東北やアジアからの出稼ぎ労働者に頼っている地域もある、と補足説明をした。最後に、清水会員から、生活環境全般からみて林地の環境に果たす役割をどの程度のものと考えるか、との疑問が呈せられた。青柳氏は、当調査がリゾート法の弊害が問題化する直前段階に実施した、林地周辺の住民を対象としたメール調査であったため、水質問題の欠落、環境に果たす林地の役割の過大評価、等のバイアスを含む結果となつた、と総括した。

川越淳二先生を偲ぶ

牧野由朗（愛知大学）

一月二十四日の早朝、朝寝坊のわが家の電話がけたたましく鳴った。受話器をとると、奥さんから「今朝三時過ぎに川越がなくなりました」との訃報があつた。一瞬血の引くような思いで、とり急ぎ薄暗い凍てつくような街中へ車を駆ってお訪ねした。奥様はまだ呆然とおひとりで座っておられ、先生は端正なお顔で眠つて居られた。お子様もご親族の方も誰ひとり間に合わない急逝であつた。四十年間、教室生活をともにしてきた私は、先生におかけする言葉がでなかつた。

先生は、昭和五十年頃に一過性の脳血管栓を煩わられたが、このほか健康には留意されており、六十三年に愛知大学を定年退職されながらは、三浦半島油壺で療養生活を送つておられた。一昨年、大部分が恢復されて、再び住みなれた豊橋へ帰られ、定期的な病院通いの生活を送つておられた。お亡くなりになる前日もお元気に何時も通りワープロを打つておられたが、夕刻から急に苦しみ出され、急拠病院に運びこまれたまま午前三時三十分に逝去された。胸部大動脈破裂、享年七十四才。

告別式に友人代表として弔問いただいた松本通晴先生が、その弔辞の中で「先生に『開拓者』という三文字をお贈りするのがふさわしい」と述べられたが、文字通り先生は戦後の日本社会学の開拓者のひとりであった。そのことは先生がご自身も意識しておられ、

（文責 相川良彦）

『むら研究会会報』（一九八五年）に次のように書かれている。

「生来、新しいものに飛びつき易く、しかも十分マスターしないうちに飽きてしまう」という悪い癖があるようだ。困ったことだと思うがどうにもならない」と。それを自らの反省材料のひとつとしておられたが、その背景には、やもすれば、研究者の眼が後ろ向きについていることに飽きたらず、実証科学としての社会学の発展のために、常に方法論を模索していたことにによると思われる。そのことはまた、前掲会報の中で、ご自分の若い頃の一研究事例を取り上げて「調査目的の不明瞭な調査がいかに無意味に終わるかのよい事例の典型」と述べられている。その頃、先生は私に「ボクは農漁村を、都市を、そして家族を研究テーマにしているが、それらを解明するには方法論が問題だ。極言すれば、現在のボクは地域社会を対象に、研究方法の妥当性を検証していると言つてもよい」といわれたことからも明らかである。

川越先生は昭和十八年に早稲田大学を卒業されたが、社会学が大学で完全な市民権を得ていなかつた戦前に卒業された先生方の世代の研究者は、多かれ少なかれ、屈折した戦中・戦後を送らなければならなかつた。

先生は、昭和二十一年に主に海外からの引揚げ者が中心になつて、建学の精神だけあって経済的には無一物から出発した愛知大学に奉職されたが、当時、大学には社会学の書物などある筈がなかつた。昭和二十四年に秋葉隆先生をお迎えして社会学科が設立されたが、十分な研究基盤もない苦難の中、先生はその年の日本社会学会で「輪中地域の同族団」と題する研究報告を行い、一躍若手研究者として脚光を浴びた。

戦後の日本社会学は「農村の民主化」の課題の下に農村社会学が主流を占めていたが、調査方法や技術などは文々通り試行錯誤であったことは容易に想像できる。そんな経験が先生をして前述したような方法論へのこだわりを終生持たせたのであろう。

そんな折、昭和二十七年十一月に有賀先生を中心にして「假稱村落社会研究會」が設立されたが、先生はその発起人のひとりとして名を連ねている。当時三十四才という年少であった。それだけに「村研」は、先生にとって学問研究のふるさとであり、恋びとてあつたに違いない。

いえやむらの解体が問われて久しい。村研発起人として名を連ねた先生方も、川越さんを含めてすでに十三名の方々が幽明境を異にされた。四十余年の歴史を経たのである。現在「村研」には村研特有の学問的財産があり、昔と変わらぬ恵まれた人間関係がある。またそれが織りなしてきた輝かしい業績と学問的熱氣がある。その伝統を現実に即して灯し続づけなければならない義務が残された会員にはあると思われる。

川越先生を偲びご冥福をお祈りする。

一九九三年度第二回理事会議事録

◎日時 一九九三年三月六日

◎場所 中央大学駿河台記念館

◎出席者 相川良彦 磯辺俊彦 岩本由輝 大沼盛男 柿崎京一
河村能夫 高橋明善 長谷川明彦 東敏雄 細谷昂

吉沢四郎 若林敬子 事務局（藤井勝）

（本年度の大会まで）とすることで了承された。

一、総会の方針の下で大会と年報を充実させるために、インタレス

ティング・グループを設置したい旨が提案された。会員はすべて

このグループに登録し、このグループ単位の研究活動を学会が奨

励するというものである。インタレスティング・グループのテーマとしては、国際比較／環境／女性／東アジアの家族／国際

援助と開発／農村計画／社会財／高齢化／祭祀／伝統と現代など

が提示された。しかし審議のなかでは、このグループの性格が曖昧である、上からのお仕着せではなく、研究グループは下から自主的に育成されるべきでないか、あまり性急に新しい試みを実行に移してよいのか、示されたテーマで本当に会員の関心をすべて汲みつくせるのか、などの意見や疑問がだされた。このため理事会として、①この案には慎重に対応し、当面はこれを採用しない、②むしろ自主的研究グループの育成に努力する、③今後これらの問題は研究委員会（後掲のように新しく編成される）を中心にして検討することに決めた。

二、総会の決定に基づいて現在の研究委員会は暫定的に会長と事務局で構成されているが、大会や研究会などの発展を図るために、研究委員会を会長・事務局から独立させる必要があるとの提案があり、会長から新しい研究委員についての提案もなされた。審議の結果、以下の八名より構成させる研究委員会を四月一日より発足させることに決定した。なお研究委員の任期は、各種委員と同じく理事会の任期期間と一致させる必要があるので、本年度中

（研究委員）

相川良彦 *河村能夫 北原淳 工藤清光 酒井恵真
徳野貞雄 長谷部弘 若林敬子 (*は責任者)

三、本年度の大会（北海道）のもち方について審議等が行われ、以下のように決定された。

①昨年の総会の決定にしたがえば、従来のような課題報告を設定することはできないが、まったく自由報告だけで大会報告を構成するのは問題である。このため自由報告以外に、「村研〇年—これからの課題」（仮題）というテーマで二報告程度続ける。分野別で二報告（社会学、経済学・経済史の分野でそれぞれ一報告）、国際比較で一報告にする。また自由報告の希望の状況を見て、関連するものはグループ報告としてまとめるなどの工夫もする。なおこうした企画の具体的な執行は、新しい研究委員会に任せることとする。

②大会の活性化を促進するために、本年度の大会からは、報告の司会者の役割について、コメンテーターとしての役割を重視する。その人選も大会前にあらかじめ決めておくことが望ましい。

③大沼理事より大会の日程等についての報告があり、了承された。大会の日時は、一〇月三日（夜・懇親会）と四日（夜・エクスカーションのガイドダンス）で、五日にエクスカーション（南網走農協の営農集団などの見学）を行う。

四、本年度は、各地区で以下のように研究会が開催される予定であることが報告され、了承された。なお自主的な研究グループの活動が行われることを学会としても奨励し、その研究会の日程や活動状況を研究通信でも紹介することに決めた。

(東北) 六月一九日(土)

(関東) 未定

(中部・関西) 五月一五日(土)

「企画」安孫子
〔企画〕吉沢

「企画」松本

「地方文化論」同志社大学

越井(大阪府立大)

木村(奈良佐保女学院短大)

ついて議論した。結論としては、新しい会則を機械的に適用して処理するのではなく、本人の意向をよく聞いたり、粘り強く会費請求を行うなどすることになった。

八、事務局より、大会終了後の退会希望者の紹介があった。理事会では、このことと絡んで、「名誉会員」制度を新しく設けるべきではないかという意見が出され、大勢を占めた。このため、会長が次の理事会で「名誉会員」制度についての提案を行うことに決まりた。

日本村落研究学会会則

五、鳥越理事より、組織改革実行委員会で検討してきた学会の会則および申し合せ案が提案された。理事会ではこの案に若干の修正を加えて、別掲の会則および申し合せを承認した。なお、この会則および申し合せは、次の総会(本年度の大会時に開催)で正式に承認をうけるが、本年度から暫定的に施行される。これは前回の総会の決定にもとづく処置である。

六、編集委員長の長谷川理事より、編集委員会における『村研年報』の改革や学会誌の発刊をめぐる協議の内容が紹介された。理事会では、とくに学会誌の発刊の可能性などについて意見が出されたが、時間がなかったため十分な議論はできなかつた。今後も編集委員会や理事会でこの問題を引き続き検討することになつた。

七、事務局より長期会員登録者リストが提示され、その取り扱いに

第一条 本会は日本村落研究学会 (Japanese Association for Rural Studies' 通称「村研」) と称する。

第二条 本会は、「村落社会研究会」を継承し、村落社会に関する各分野の研究者の交流をはかり、その成果を公表する場を用意するとともに、村落社会で生起する課題を解明し、村落社会研究の発展を期すことを目的とする。

第三条 本会は次の活動を行う。

- (一) 大会、研究会の開催。
- (二) 研究成果の刊行。
- (三) 関連する他の学会や機関との交流。
- (四) その他、本会の目的を達成するのに必要な活動。

第四条 本会に個人会員および機関会員をおく。

第五条 本会に入会しようとする者は、理事会の承認を得なければ

ばならない。

第六条 会員は所定の会費を納める。継続して三年間会費を滞納

したときは、原則として会員の資格を失う。

第七条 会員は理事会に申し出ることによって退会することがで
きる。

第八条 通常総会は毎年一回開催するものとし、臨時総会は理事

会の議を経て必要に応じて、会長が召集する。

第九条 総会は最高の決議機関である。総会の決議は、出席した
会員の過半数による。

第十条 本会には理事、会長、事務局長および監事をおく。

理事は約二〇名とし、理事会を構成し、会務を執行する。

会長は本会を代表し、会務を統括する。

事務局長は事務局を構成し、会の事務を執行する。

監事は会計を監査する。

第十二条 理事、監事は総会において選出される。会長は理事の互
選によって選任し、総会に報告する。事務局長は理事を兼
任する。

第十三条 理事の任期は二年とし、連続して三期以上務めることは
できない。会長の任期は二年とし、再選は認めない。事務

局長の任期は原則として一年とする。

第十四条 本会は第三条の活動を行うために、必要に応じて各種の
委員会を設置することができる。委員は理事会が委嘱する。
委員会の長は理事が務める。

第一四条 本会会則の改正は、理事会の提案もしくは会員の五分の
一以上の提案により総会に提出できる。ただし、会則の変

更は、総会において、出席した会員の三分の一以上の同意
を必要とする。

以上

〔会費細則〕

会員は会費として、毎年四月に次の金額を納めなければならない。
会費 六〇〇〇円。ただし大学院生は四〇〇〇円とする。

〔運用申し合わせ事項〕

〔役員・委員等の選出〕

・理事は総会における選挙で一〇名を選び、残り一〇名ほどを地区
割り、専門などを考慮し、新任理事が選出する。

・理事の一部は特定の会務を担当する（企画担当理事、編集担当理
事など）。

・事務局長の選任方法は従来の慣行による。

・会計監事は前任事務局長が担当する。

・第十三条にもとづく現行の委員会は編集委員会、国際交流委員会
および研究委員会である。また、国際交流委員のうち一名は国際
農村社会学会（IRSA）のもとにあるアジア農村社会学会準備会
(ARSWG) の組織委員を兼任する。

・研究大会実施にあたり、大会事務局を設ける。

〔事務局代行事項〕

- ・第五、六、七条にもとづく入退会の手続きは、当面便宜上、事務局長の判断にゆだね、理事会はその結果の報告を受ける。
- ・「宿題委員会」にかわり、新会則にもとづき「研究委員会」を設置する予定であるが、それが誕生するまで、事務局長が会長の指示のもとにこの委員会の決定事項を代行する。

〔大会テーマ〕

- ・当分、特定の大会テーマを設けず、自由報告を重視する。
- ・複数の会員による自主的なグループ研究を奨励し、成果のあるものについては、そこでのテーマを全体のテーマとする。自主的な研究グループ（「～研究会」と称す）は構成員の募集と研究の経緯を「研究通信」を通じて会員に知らせることが望ましい。
- ・「研究委員会」を設置し、大会および研究会のあり方を検討し、活動を推進する。

〔編集委員会〕

- ・編集委員会は企画機能を強める。
- ・編集委員会は、次年度の年報のゆるやかなテーマを、大会時までに設定する。
- ・編集委員会は、自主的な研究グループ（研究会）の成果を重視し、それを年報として出すこともあり得る。
- ・編集委員会は、年報および研究通信の今後のあり方について検討する。

〔一九九三年度暫定処置〕

本会則は一九九二年度総会の組織改革案承認にもとづき、一九九三年度から暫定的に施行される。一九九三年度の総会で事後承認を得る必要が総会で決議されている。

一九九三年度第三回理事会議事録

◎日時 一九九三年五月二十九日
◎場所 明治大学大学院会議室
◎出席者 相川良彦 岩本由輝 河村能夫 工藤清光
黒崎八洲次郎 高橋明善 長谷川昭彦 松田苑子
若林敬子 北原淳（事務局）

〔報告事項〕以下を報告した。

一、会員異動 退会者三名、入会者○名

二、地区研究会

中部・近畿	五月一五日	同志社大学	一八名
関東	五月二九日	明治大学	一九名
東北	六月一九日	東北大學	予定

三、学術会議・学術研究団体登録 五月二十五日関連書類提出。研究

分野として、社会学、経済史学、農業経済学の三分野を登録。

四、「研究通信」第一七二号 六月中旬発行予定だったが、やや遅れる見込み。

五、国際農村社会学会 昨年ベンシルバニアのIRSAにて、アジア農村社会学会準備会として Asian Rural Sociology Working Group (ARSWG) が発足。議長に鳥越会員、委員に松田委員ほかが任命され、参加呼びかけ開始。韓国、中国、インド、タイ、フィリピン等からメンバー加入の申し込み一〇名以上あり。当面の必要経費のための日本の基金づくり。台湾にも接触予定。

六、海外活動 以下も『研究通信』に掲載する

(一) 韓国農村社会学会での日韓シンポ

高橋(明)、鳥越会員参加

(二) チャティップ教授主催タイ共同体セミナー

岩本会員参加

〔審議事項〕 以下を審議した

一、本年度大会について以下を確認した。一〇月二日(日)、四日(月)、五日(火)エクスカーションの予定で、北海道網走郡女満別町女満別議事堂文化ホールにて開催、宿泊はホテル湖南荘、との要旨の大会案内が大会実行委員より寄せられた。前回理事会決定の共通テーマ「村研四〇年—これかららの課題」の各分野(社会学／経済史・経済学／国際比較)の報告予定者については、研究委員会が折衝中である。自由報告は例年通りの募集を『通信』に掲載する。

二、名誉会員の規定については、なお結論を次回に持ち越し、継続審議にした。柿崎会長の案については、そもそも名誉会員を設けることは村研の伝統に照らして反対である、との原則的反対意見

が二名より出された。また、「本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は本会に特別の功労あつたものを、理事会の議を経て総会において推举する」という条項を会則に加えるのは原則的に賛成だが、附則の「申し合わせ事項」の理事就任一二年以上、七一歳以上等の明記は、功労は理事就任の有無と別である、理事の意味が転化する恐れがある、七〇歳まで居座る人も出はしまいかなど留保意見が出た。

三、「会則」の承認については以下のように決定した。すでに前年度大会の決定により、「事後承認」の手続きを残すのみだから、賛否を問わない承認でよい。

四、編集委員会(五月八日)がとりまとめた、「機関誌・編集委員会改革案」については、いくつかの疑義、留保意見が出たので、編集委員会にもち帰り再び審議のうえ、新しい案を理事会に提示することになった。その骨子は、①「研究通信」を「村落社会研究」(本誌)とし、ソフトな表紙の学術雑誌として年二回発行する(投稿論文、編集委員会の推挙論文、研究会報告討議、研究ノート、資料、書評、報告、紹介、学会記録、学会通信、事務局連絡等掲載)。②年報は「村落社会研究」(年報)とし、大会課題報告を中心に特集号的色彩をもたせ、自由論題、研究動向は従来通りとする。③報告要旨は雑誌、会報にはのせず、報告者のレジメをそのまま写真製版する「報告要旨」をつくる、であった。

技術的意見として、「雑誌」と「年報」の名称はちがう方が良い、編集委員長は編集担当理事がやるべき、「雑誌」の編集事務的、財政的負担を減らすためフロッピー投稿を義務づけるべき、「雑誌」は年一回はしんどいので一回とし、双書シリーズなどの

企画も合わせ考えたらどうか、「雑誌」の事務・会計を学会事務局が兼ねるのは事務量が大変、「通信」を「雑誌」にするのは良いことだが内容が雑多すぎる（ただし学会ニュースを載せざるをえない）、等の意見が出た。

根本的意見として、改革案は売れ行き不振による「年報」の発行危機、それをふまえての「年報」の根本的見直し、という課題が後方にゆき、「通信」を「雑誌」に変える点に課題の重点が移ってしまっている、という意見が出た。なお、これに関係して、会費に年報代金も含めて、年報を会員買取制にするのも一案との技術的意見も出た。

五、長谷川編集委員長より、雑誌・年報タイトルの「村落社会研究」に関連して、本学会名称の「日本村落研究学会」に、「社会」を加えて「日本村落社会（研究）学会」としたらどうかとの意見が数人から出たとの紹介があつたが、昨年改名したばかりであり、慣れてみてなお問題を感じるまでは、このまま行つたらしいのではないか、との意見が多かった。

六、次期学会事務局は、近畿地区で三年は受け持つ、という暗黙の合意の時期が切れるので、来年は関東か東北に事務局をお願いしたい、との事務局提案があり、今期大会までにつめることを了承した。

タイのチュラロンコーン大学経済学部教授チャティップの招きで、一九九二年一二月二五日、二六日にアユタヤ歴史研究センターにおいて開かれた第一回インターナショナル・セミナーに主報告者として出席した。セミナーのテーマは、「村落共同体の比較地域史研究」であり、アメリカ・イギリス・イタリア・オーストラリア・カナダ・タイ・日本・ミャンマーから四〇名ほどが参加した。私は、「日本における村落共同体とその研究動向」を報告し、もう一人の主報告者としてチャティップ氏が「タイにおける村落共同体とその研究動向」について述べた。

私が共同体を前近代社会における歴史的存在として把握する立場であるのに対し、チャティップ氏が現代における共同体の政策的活用を主張する立場であるから、他の参加者を含めて討論はきわめて活発なものとなつた。村研における共同体をめぐっての否定論と肯定論の「国際版」と思つて頂ければよいと思う。なお、私の報告における、かつての日本の農村社会における本分家のあり方について、とくにタイの研究者から強い興味が示され、何人の人から再三説明を求められた。タイでは、どうも日本のような本分家関係どころか、家に本末の関係を見るということはなさそうである。

ところで、チャティップ教授はこのような議論を数年継続してやりたいとい、一九九三年八月二九日から八月三一日まで、再びセ

私の国際学術交流

岩本由輝（東北学院大学）

ミナーを持つという。また、出かけて来るようとの誘いがあったので、今回は、日本近世における漁村共同体の事例をもつて報告して来たいと考えている。村研会員にも是非参加して頂きたいが、招待といつても旅費はこちら持ちなので、積極的にお勧めはできない。関心のある方は、岩本までお問い合わせ願いたい。

研究グループ紹介

関東地区「CFC研究会」

相川 良彦（農業総合研究所）

すでに三月六日の第二回理事会でも報告したが、関東地区では以下のよろな研究グループ、「CFC」研究会を発足させた。

(一) 昨年秋の村研天草大会での「自主的な研究グループ」を奨励するとの議論に触発されて、関東地区では松田苑子・相川良彦を呼びかけ人として、昨年十二月に集まりをもち、小さな研究会を発足させた。当日の出席者は一四名であった。

(二) 当研究会は、主として関東地区在住の、四〇歳以下の農山漁村研究者を中心として構成し、中間成果を報告しあい、互いに研讀する勉強の場という性格をもっている。早大（高田馬場）を会場として、少なくとも年三、四回、多ければ七、八回の勉強会を開催できればと考えている。

(三) ただ、発足したばかりで、具体的な性格づけや体制等については未定であり、今後活動を続けてゆく中で漸次固めてゆくことに

なる。そのため、当面インフォーマルな形で出発し、口コミにより参加を呼びかけている。

(四) 現在、以下が暫定的に決まっているが、本格的な活動は今後に期待する。事務局は四名体制として、九三年には松田（代表）、池岡・大友（庶務）、相川（会計）が担当する。研究会の名称はCFC研究会とする。

会員異動

〈新入会員〉

藤村 美紀（関西学院大学大学院）

渡辺 和敏（愛知大学）

〈住所所属変更〉

秋津 元輝（京都大学農学部）

明田川隆亮（新潟県立長岡向陵高校）

神谷 一夫（宮崎大学教育学部）

塩野 芳夫

小林 一穂（東北大学情報科学研究所）

野崎 敏郎（福岡教育大学）

渋谷 長生

白井 宏明

長谷部 弘（東北大学国際文化研究科）

関 泰子

内藤 孝至

△住所変更
安藤 光義

宮崎 俊行
渡辺 啓己

木島 正浩

佐藤 利明

△所属変更▽

岩城 完之（関東学院大学文学部）
大崎 晃（川村学園女子大学）
横山 敏（山形大学教養部）

△住所不明△

高橋 五郎 矢田部武男

△会員名簿の訂正・追加△

(誤) 阿倍 道彦 ↓ (正) 阿部 道彦

安達 生恒

会員の出した本

渡辺安男会員より以下の図書が事務局に寄贈されました。

一、四国地区国立大学放送公開講座『道の文化』美巧社、一九九一年

二、中嶋明勲・渡辺安男編著『変貌する地域社会の生活と教育』ミネルヴァ書房、一九九一年

三、中嶋明勲・星永俊編著『二一世紀への社会教育』ミネルヴァ書房、一九九二年